

# 社会教育関係団体 認定申請のしおり

平成31年4月施行

令和4年1月改訂

令和4年5月改訂

関市協働推進部 生涯学習課

# 目 次

1	社会教育関係団体とは	P 1
2	社会教育関係団体の認定に必要な一定の基準とは	P 1
3	認定の申請方法とは	P 1
4	申請の時期は	P 2
5	更新の時期とその手続き方法は	P 2

## 【様式】

関市社会教育関係団体認定申請書	P 3
関市社会教育関係団体認定証	P 4
関市社会教育関係団体不認定通知書	P 5
関市社会教育関係団体認定変更(解散)届	P 6

## 【参考】

社会教育関係団体チェックシート	P 7
規約(会則)の例	P 8
会員名簿の例	P 9
活動報告書の例	P 10
活動計画書の例	P 11
決算書の例	P 12
予算書の例	P 13
関市社会教育関係団体認定要綱	P 14

関市（以下「市」という。）では、生涯学習の推進を図るために、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体が一定の基準を満たしていると認められる場合は社会教育関係団体と認定し、中央公民館、文化会館等施設の使用料（冷暖房料等を除く）を減免してその活動を支援します。

社会教育関係団体として認定されるためには一定の基準を満たし、なおかつ、必要書類を揃えて市に申請しなければなりません。

社会教育関係団体として市が認定した場合、社会教育関係団体認定証を交付します。認定証の有効期間は原則3年間ですので、引き続き認定を受ける場合は更新の手続きが必要となります。

## 1 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体を次のとおり定義しています（関市社会教育関係団体認定要綱（以下「要綱」という。）第2条）。

- （1）公の支配に属しない団体であること。
- （2）社会教育に関する活動を行うことを主たる目的とする団体であること。

社会教育に関する活動とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くしたりするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動を指します。

具体的には、

- 学習活動 … 話し合い、講習会、研修会、勉強会など
- 文化活動 … 茶華道、邦楽、洋楽、美術工芸、文芸など
- スポーツ活動 … 陸上、水泳、各種球技、剣道、太極拳、ダンスなど
- ボランティア活動 … 子どもや高齢者に関わるボランティア、観光・まちづくりに関わるボランティアなど

## 2 一定の基準とは

要綱第3条第1項第11号に規定するその他の社会教育関係団体の認定に必要な基準は、要綱第4条に定めてありますが、「社会教育関係団体チェックシート」で事前にチェックできます。

チェックシートにある項目で、一つでも当てはまらないものがあれば社会教育関係団体として認定できません。申請する前にチェックシートをご活用ください。

## 3 申請方法とは

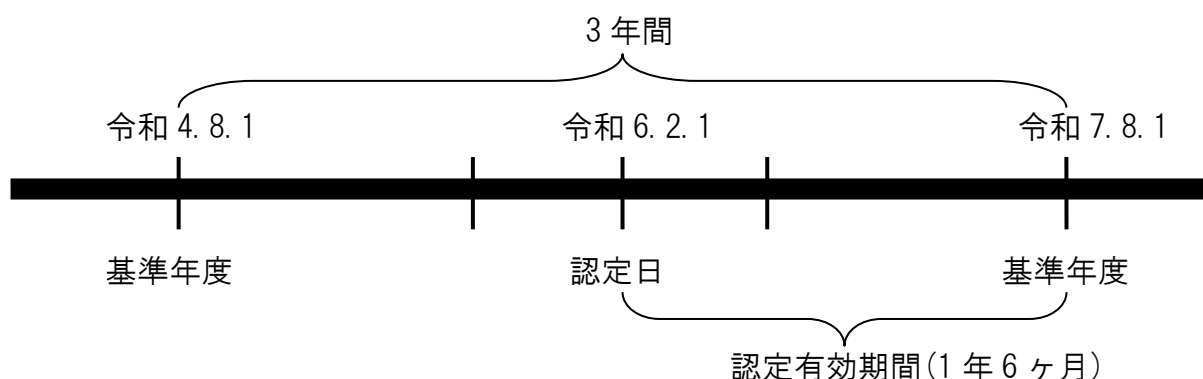
その他の社会教育関係団体として認定を受けようとする団体の代表者の方は、「社会教育関係団体認定申請書（別記様式第1号）」に必要事項をみれなく記入して申請してください。併せて、以下の必要書類を添付してください（要綱第5条）。

- （1）規約又は会則
- （2）会員名簿（住所（必要に応じて勤務先等）、役職が記載されたもの）
- （3）活動（事業）計画書及び予算書
- （4）活動（事業）報告書及び決算書
- （5）その他市が必要と認める書類

(1) から (4) については、それぞれ記載例を作成しています。作成方法が分からない場合はそれらを参考にして作成してください。(5) については、市から別途指示があった時のみ作成してください。

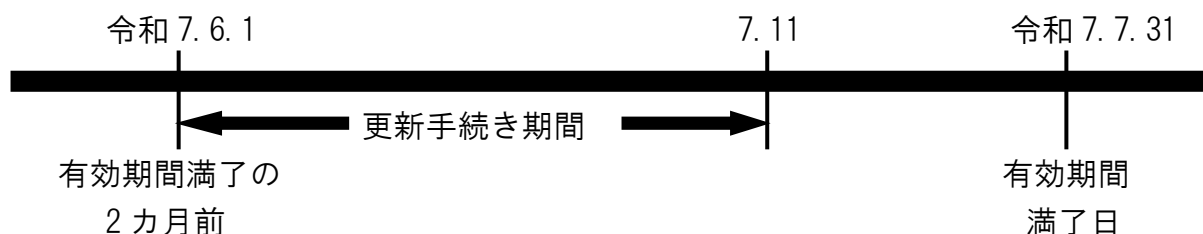
#### 4 申請の時期は

申請は随時受け付けます。ただし、令和4年8月1日を起算日として3年度毎を基準年度として認定有効期間を設定します(要綱第7条第1項)。年度の途中で認定を受けた場合の認定有効期間は、直近の基準年度を迎えるまでの期間となります(要綱第7条第3項)ので、認定の時期によっては認定有効期間が3年未満となる場合があります。



#### 5 更新の時期は

社会教育関係団体認定証の有効期間満了の2カ月前から更新の手続きを行うことができますが、有効期間が満了する日の20日前までには必ず手続きを完了してください。



#### 6 更新手続きの方法は

更新手続きは認定申請と全く同様です。「社会教育関係団体認定申請書(別記様式第1号)」に必要書類を添付して更新手続き期間内に提出してください。

#### 7 その他留意いただきたいこと

- (1) 規約又は会則、会長(代表者)等に変更があった時や会を解散した時は、速やかに社会教育関係団体認定変更・解散届(別記様式第4号)を提出してください。
- (2) 認定団体としてふさわしくないと認められる場合、認定を取り消されることがあります。
- (3) 認定団体は、団体名や活動内容等を市ホームページで公開します。
- (4) 申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

# 関市社会教育関係団体認定申請書

申請日 年 月 日

関市長 様

申請者（代表者） 住所

氏名

私たちは、社会教育に関する活動（事業）を推進しますので、社会教育関係団体として認定くださるよう必要書類を添付して申請します。

認定申請	新規 ・ 継続 (どちらかに○)	
ふりがな 団体名	(ふりがな)	
団体の目的及び活動内容		
代表者	住所	
	氏名	(電話 )
連絡先 (連絡先が別な場合)	住所	
	氏名	(電話 )
主たる活動場所		
会員数	計 名	(内訳) 市内在住者 名
		市内在勤在学者 名
		その他の者 名
団体設立年月日	年 月 日	

## 留意事項

社会教育関係団体に認定された場合は、生涯学習活動等推進のため、団体名及び活動内容等を市ホームページで公開します。

※添付書類（該当欄にレを付けてください。）

- 規約又は会則
- 会員名簿（住所と役職が記載されていること）
- 当該年度の活動（事業）計画書及び予算書
- 前年度の活動（事業）報告書及び決算書

### 関市社会教育関係団体認定証

関市社会教育関係団体認定要綱第4条に基づき、  
貴団体を社会教育関係団体として認定する。

団体名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

有効期限： \_\_\_\_\_年 7月31日まで

年 8月 1日

岐阜県関市長



【おもて】

(備考)

※有効期限の2ヵ月前から更新の手続きを行うことができますので、必ず有効期限の20日前までに手続きしてください。

※社会教育関係団体認定申請書に記載された事項に変更がある場合や解散又は消滅した場合は、必ず変更(解散)届を提出してください。

お問い合わせ先 生涯学習課 0575-23-7777

【う ら】

# 関市社会教育関係団体不認定通知書

年 月 日

様

関市長

年 月 日付けで申請のあった社会教育関係団体の認定申請について、次のとおり通知します。

ふりがな 団 体 名	
申請の結果	不 認 定
不認定の 理 由	

# 関市社会教育関係団体認定変更(解散)届

申請日 年 月 日

関市長 様

申請者（代表者） 住所

氏名

社会教育関係団体の認定後に、下記について変更・解散となりましたので、変更・解散届を提出いたします。

		変 更 後	変 更 前
ふりがな 団 体 名 (必ず記入)			
団体の目的又は 活動内容			
代 表 者	住所		
	氏名		
	電話		
連 絡 先	住所		
	氏名		
	電話		
主たる活動場所			
上記以外の変更			
変更・解散年月日		年 月 日	

※団体名は必ず記入してください。

※変更があった項目について、変更前の内容と変更後の内容を記入してください（変更のない項目については記入の必要はありません）。



## 社会教育関係団体チェックシート

以下の事項の内、一つでも当てはまらない事項がある場合は、社会教育関係団体として認定できません。認定申請される前にチェック（○）してください。

No.	認 定 の 要 件	チェック欄
1	国、地方公共団体の支配に属さない。	
2	技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くしたりするための学習・文化・スポーツ等の活動を行うことを主たる目的としている。	
3	構成員が5名以上で、構成員の2分の1以上が関市内に在住、在勤又は在学している。	
4	規約又は会則を有し、会長（代表者）、副会長、会計、監査等の役員を設けている。	
5	会長（代表者）は成人である。	
6	継続的（月に1回以上）かつ計画的に活動を行っている。	
7	団体単体での経理機構（会計）を設けている。	
8	主たる活動場所が関市内である。	
9	会員相互の親睦交流のみを目的とする団体ではない。	
10	会員の対象を特定、限定せず、入会希望者を広く受け入れる開かれた団体である。	
11	団体設立後1年以上の活動実績がある。	
12	専ら営利を目的とした活動を行う団体ではない。	
13	講師や指導者が代表者であったり、講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費などを徴収し活動する団体ではない。	
14	企業、大学等のクラブ活動又はサークル活動と同等の活動を行う団体ではない。	
15	特定の政党又は公職の候補者の利害に関する活動その他の政治活動（選挙運動を含む。）を行う団体ではない。	
16	特定の宗教を支持又は、教派若しくは教団を支援する宗教活動を行う団体ではない。	

全ての事項に当てはまる場合は、社会教育関係団体認定申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して申請してください。

## 規約（会則）の例

### ● ● ● ● ●の会規約（会則）

#### 第1条（名称・事務局）

本会は● ● ● ● ●の会と称し、事務局を会長宅に置く。

#### 第2条（目的）

本会は●●●●●の学習を主体として活動し、技術の向上と地域への学習成果の普及に努め、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

#### 第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 週●回の●●●の定例会
2. 年●回の学習発表会
3. その他目的を達成するために必要な事業

#### 第4条（会員）

本会の会員は関市に在住または在勤し、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

#### 第5条（役員）

本会に会長1名、副会長●名、会計●名、監事●名を置く。

- 2 役員は会員の互選により選任する。

#### 第6条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
3. 会計は本会の会計事務を担当する。
4. 監事は会計を監査する。

#### 第7条（会費）

会費は月（年）●●●●円とする。

#### 第8条（経費）

本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

#### 第9条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第10条（会議）

本会の会議は役員会及び総会とし、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 会議の議長は会長が行う。
- 3 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**※会の活動の実情に合わせ、会員で協議して作成してください。**

## 会員名簿の例

### 会 員 名 簿

(団体名 )

番号	氏 名	住 所 (勤務先・通学先)	電話番号	役 職
1	若草 太郎	関市若草通 2 - 1	23-7777	会長
2	鈴木 花子	岐阜市藪田南 2 - 1 - 1 (関市若草通 3 - 1 関市役所)	(058) 272-1111	副会長
3	佐藤 次郎	美濃市生櫛 1 6 1 2 - 2 (関市桐ヶ丘 2 - 1 中部学院大学)	33-4011	会計
4	関 鮎子	関市平和通 4 - 1 2 - 1	23-1670	監査
5	鵜飼 一郎	岐阜市司町● - 1	0●0-1111 -1111	
6	杉田 菊子	関市桜本町 2 - 3 0 - 1	24-6455	
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

<名簿作成上の注意点>

- ・ 役職名を必ず記載してください。
- ・ 関市外に在住かつ関市内に在勤・在学の方については、勤務先・通学先を住所と併記してください。

## 活動報告書の例

### 令和●●年度活動報告書

(団体名 )

活動日	活動名	活動場所	活動内容等
4月30日	役員会	会長宅	総会の打ち合わせ
5月27日	総会	わかくさ・プラザ 3-2研修室	前年度の活動・会計報告 新年度の活動計画・予算
6月6日	例会	●●集会所	
6月20日	例会	●●集会所	
		・ ・ ・	
11月11日	発表会	関市文化会館	関市内の活動グループによる 発表会
12月2日	研修会	●●ホール	●●協会主催の研修会に参加
		・ ・ ・	
1月9日	新年会	●●ホテル	新会員の親睦を兼ねた懇親会
1月22日	慰問	●●幼稚園	園児の前で発表会
2月19日 ～20日	合宿	●●県 ●●センター	●●会との合同による強化合宿
3月6日	例会	●●集会所	
3月20日	例会	●●集会所	
3月30日	役員会	会長宅	反省・次年度の活動方針

#### <活動報告書作成上の注意点>

- ・ 普段の練習や学習等の活動計画も記載してください。
- ・ 活動内容は簡潔に記載してください。

## 活動計画書の例

### 令和●●年度活動計画書

(団体名 )

活動予定日	活動名	活動場所	活動内容等
4月30日	役員会	会長宅	総会の打ち合わせ
5月26日	総会	わかくさ・プラザ 2-1研修室	前年度の活動・会計報告 新年度の活動計画・予算
6月5日	例会	●●集会所	
6月19日	例会	●●集会所	
		・ ・ ・	
11月10日	発表会	関市文化会館	関市内の活動グループによる 発表会
12月上旬	研修会	●●ホール	●●協会主催の研修会に参加
1月15日	例会	●●集会所	
1月19日	慰問	●●老人福祉 センター	入所者の前で発表会
		・ ・	
2月中旬	懇親会	●●ホテル	新会員の親睦会
3月4日	例会	●●集会所	
3月18日	例会	●●集会所	
3月下旬	役員会	会長宅	反省・次年度の活動方針

#### <活動計画書作成上の注意点>

- ・ 普段の練習や学習等の活動計画も記載してください。
- ・ 活動予定日が明らかでない場合はおおよその時期を記載してください。
- ・ 活動内容は簡潔に記載してください。

## 決算書の例

### 令和●●年度決算書

(団体名 )

#### 1 収入

(単位：円)

項 目	決算額	備 考
前年度繰越	6,995	
会費	139,200	800円×14名×12ヶ月=134,400円 800円×1名×6ヶ月=4,800円
合宿費	150,000	10,000円×15名=150,000円
謝礼	10,000	●●幼稚園
合 計	306,195	

#### 2 支出

(単位：円)

項 目	決算額	備 考
会場使用料	13,600	●●集会所：400円×23回=9,200円 わかくさ・ﾌﾞﾗﾞﾞ : 600円×1回=600円 文化会館：3,800円×1回=3,800円
研修会参加費	7,500	500円×15名=7,500円
講師謝礼	60,000	5,000円×12回=60,000円 講師名：若草 三郎
懇親会費	57,000	3,800円×15名=57,000円
強化合宿費	147,000	9,800円×15名=147,000円
切手代	3,444	82円×42枚=3,444円
事務用品代	1,023	封筒代：550円×1袋×1.08=594円 印刷用紙代：398円×1冊×1.08=429円
コピー代	1,900	5円×380枚=1,900円
次年度繰越	14,728	
合 計	306,195	

#### <決算書作成上の注意点>

- ・収入の合計と支出の合計が一致するように作成してください。
- ・講師に謝礼を支払った場合は、必ず支出に計上し、講師名を記入してください。

## 予算書の例

### 令和●●年度予算書

(団体名 )

#### 1 収入

(単位：円)

項 目	予算額	備 考
前年度繰越	14,728	
会費	151,200	800円×15名×12ヶ月=144,000円 800円×1名×6ヶ月=4,800円 800円×1名×3ヶ月=2,400円
謝礼	10,000	●●老人福祉センター
合 計	175,928	

#### 2 支出

(単位：円)

項 目	予算額	備 考
会場使用料	14,000	●●集会所：400円×24回=9,600円 わかくさ・プラザ：600円×1回=600円 文化会館：3,800円×1回=3,800円
研修会参加費	8,000	500円×16名=8,000円
講師謝礼	60,000	5,000円×12回=60,000円 講師名：若草 三郎
懇親会費	59,500	3,500円×17名=59,500円
切手代	4,100	82円×50枚=4,100円
事務用品代	3,000	封筒、印刷用紙、ボールペン等
コピー代	1,500	5円×300枚=1,500円
予備費	10,000	
次年度繰越	15,828	
合 計	175,928	

#### <予算書作成上の注意点>

- ・収入の合計と支出の合計が一致するように作成してください。
- ・講師に謝礼を支払う見込みの場合は、必ず支出に予算額を計上し、講師名を記入してください。

## 関市社会教育関係団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、関市における生涯学習の推進を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「社会教育関係団体」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「社会教育関係団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

(1) 公の支配に属しない団体であること。

(2) 社会教育に関する活動を行うことを主たる目的とする団体であること。

2 この告示において「社会教育に関する活動」とは、技術を習得し、教養を高め、生活を充実させ、又は地域をより良くするために行われる学習、文化、スポーツ等の活動をいう。

3 この告示において「関市社会教育委員」とは、関市社会教育委員設置条例（昭和34年関市条例第13号）に基づき設置された関市社会教育委員をいう。

(社会教育関係団体)

第3条 市長は、次に掲げる団体を社会教育関係団体として認定するものとする。

(1) 関市文化協会

(2) 一般財団法人 関市スポーツ協会

(3) 関市青少年健全育成協議会

(4) 関市子ども会育成協議会

(5) 関市PTA連合会

(6) 関市地域女性の会連合会

(7) 関市女性連絡協議会

(8) 関市スポーツ少年団

(9) 関市老人クラブ連合会

(10) 関市読書サークル協議会

(11) その他の社会教育関係団体

2 前項第1号から第10号までに掲げる団体にあつては、その加盟団体及び構



成団体についても社会教育関係団体と認定するものとする。

(その他の社会教育関係団体の認定基準)

第4条 前条第1項第11号に規定するその他の社会教育関係団体(以下「その他の社会教育関係団体」という。)の認定に関し必要な基準は、次のとおりとする。

(1) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 団体の構成員が5名以上で、当該構成員の数の2分の1以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

イ 団体の組織及び運営のために規約又は会則を有し、会長又は代表者、副会長、会計、監査その他の役員を設けていること。この場合において、会長又は代表者は、成人であること。

ウ 継続的かつ計画的に活動が行われていること。

エ 団体単体での経理機構を設けていること。

オ 主たる活動場所が市内であること。

カ 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。

キ 会員の対象を限定せず、入会希望者を広く受け入れる開かれた団体であること。

(2) 団体設立後1年以上の活動実績があること。

(3) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 専ら営利を目的とした活動を行う団体

イ 塾等であって、講師、指導者等の特定の者に利益を与える意図をもって活動を行う団体

ウ 企業、大学等のクラブ活動又はサークル活動を行う団体

エ 特定の政党又は公職の候補者の利害に関する活動その他の政治活動(選挙運動を含む。)を行う団体

オ 特定の宗教を支持し、又は教派若しくは教団を支援する活動その他の宗教活動を行う団体

(認定の申請)

第5条 その他の社会教育関係団体として認定を受けようとする団体の代表者(以下「申請者」という。)は、社会教育関係団体認定申請書(別記様式第1号)

に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約又は会則
  - (2) 会員名簿（会員の住所及び役職が記載されているものに限る。）
  - (3) 当該年度の活動（事業）計画書及び予算書
  - (4) 前年度の活動（事業）報告書及び決算書
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （認定又は不認定の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その他の社会教育関係団体の認定又は不認定の決定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ関市社会教育委員の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定による認定の決定をしたときにあつては社会教育関係団体認定証（別記様式第2号。以下「認定証」という。）を申請者に交付し、不認定の決定をしたときにあつては社会教育関係団体不認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（認定有効期間）

第7条 認定証の認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）は、基準年度の8月1日を起算日として原則3年間とする。

2 前項の基準年度は、この告示の施行の日の属する年度及び当該年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度とする。

3 年度の途中に前条第1項の規定による認定の決定を受けた団体（以下「認定団体」という。）の認定有効期間は、当該認定の決定を受けた年度以後最初の基準年度の起算日の前日までの期間とする。

4 認定有効期間中に認定団体を解散したときは、当該認定団体の認定有効期間は、当該解散の日までとする。

（認定の更新）

第8条 認定団体は、引き続き認定を受けようとする場合は、認定有効期間の満了の日の2月前から当該満了の日の20日前までの間に更新の手続を行うことができる。

2 第5条の規定は、前項の更新の手続について準用する。

(認定事項の変更等)

第9条 認定団体は、規約若しくは会則若しくは会長若しくは代表者に変更があったとき、解散したとき、第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は第4条各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、速やかに社会教育関係団体認定変更(解散)届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定団体が次に掲げる事項に該当するときは、当該団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定団体から認定取消しの申出があったとき。
- (2) 第2条第1項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
- (3) 第4条各号に掲げる基準に適合していないと認められるとき。
- (4) 認定団体としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

2 前項の規定による認定の取消しに関し、市長は、必要に応じて関市社会教育委員の意見を聴取することができるものとする。

(事情聴取等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、認定団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(認定団体の公表)

第12条 市長は、認定団体の名称や活動内容その他の事項を市ホームページに掲載し公表するものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月15日告示第367号)

- 1 この告示は、令和4年1月4日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改定前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式に

よるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。